

引き続き基本的な感染防止対策の徹底を！



3つの密（密閉・密集・密接）の回避



マスクの着用



手洗い・手指の消毒

新型コロナに負けない

ワクチン接種について

問合先 新型コロナウイルスワクチン接種対策部（4西3であえる岩見沢4階） ☎ 35-7515

3回目の接種の前倒し

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種可能時期を2月28日から次の通り前倒しします。

年齢区分	変更後の接種可能時期
65歳以上	2回目接種の6カ月後
65歳未満	

申請を忘れずに

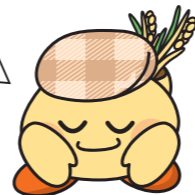
子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯への臨時特別給付金の申請期限が迫っています。対象者へは1月上旬または2月以降に申請書を郵送していますので、忘れずに申請をしてください。申請書を紛失した場合は、お問い合わせください。
申請・問合先 福祉課児童福祉グループ ☎ 35-4118

申請期限 3月15日(火)
※郵送の場合3月15日(火)の消印有効。

申請が必要ない方には既に児童手当受給口座へ支給しています。振り込みが確認できない場合はお問い合わせください。

対象者など、詳しくは広報いわみざわ1・2月号または市ホームページをご覧ください



手続きを忘れずに

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルスの影響で家計が急変した世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付しています。手続きには期限がありますので、忘れずに手続きをしてください。
提出・問合先 臨時特別給付金担当 ☎ 23-4111

確認書や申請書の提出に必要な書類など、詳しくは広報いわみざわ2月号または市ホームページをご覧ください



確認書と申請書で提出期限が異なるので注意！

区分	住民税非課税世帯	家計急変世帯
対象	令和3年12月10日現在、岩見沢市に住民票があり、世帯員全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯	令和3年1月以降に新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、世帯員全員の年収見込額が住民税均等割非課税水準以下となった世帯
手続き	1月下旬に送付した確認書もしくは申請書を提出 ※紛失した場合は、お問い合わせください。	申請書を提出
提出期限	確認書：発行日から3カ月 申請書：9月30日(金)	9月30日(金)

武田/モデルナ社製ワクチンを使用する時期とファイザー社製ワクチンを使用する時期があります。使用するワクチンを確認してから予約してください



予約には接種券が必要です！

対象者へは、3回目の接種可能時期をめぐりに接種券を順次発送します。ただし、ワクチンの供給状況などによっては、発送が遅れる場合があります。



5～11歳のワクチン接種

5歳から11歳のワクチン接種は、3月以降に開始するとの方針が国から示されました。詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

接種開始日	3月5日(土)
予診票（接種券一体型）	2月中旬から年齢の高い順に発送 ※障がい者手帳を持つまたは障がい福祉サービスを利用している子どもには、年齢に関係無く優先して発送します。
接種費用	無料
接種回数	2回
使用ワクチン	小児用ファイザー社製（12歳以上に接種するファイザー社製ワクチンとは異なります）
接種間隔	3週間
予約方法	インターネットまたはコールセンター（接種券が届いてから予約可能）
接種場所	集団接種会場、個別医療機関（接種券に同封の案内に記載）
その他	接種日に、保護者の同伴と予診票への保護者の署名が必要

予約はインターネットかコールセンターで

岩見沢市ワクチン接種インターネット予約フォーム

24時間受け付け



岩見沢市ワクチン接種コールセンター

0120-770-048

(フリーダイヤル)

受付時間 午前8時～午後8時
土・日曜日、祝日も受け付け

